

法務総合研究所

研究部報告

31

— 重大事犯少年の実態と処遇 —

2006

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した調査研究の結果を取りまとめ、ここに研究部報告31号を刊行する。

法務総合研究所研究部報告第 号は、研究部が平成16年及び17年に実施した「重大事犯少年の実態と処遇」をテーマとする調査研究の結果を報告している。

少年非行に対する国民の関心は高く、少年非行に適切に対処して次代を担う少年を健全に育成することは、現下の刑事政策上の最も重要な課題の一つであるといえる。

平成13年4月1日から少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）が施行され、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件について、少年が犯行時16歳以上の場合には、家庭裁判所の調査の結果、刑事処分以外の措置が相当と認められる場合を除き、検察官送致決定をしなければならないこととなった。この制度改正等によって、重大事犯を犯した少年に対する検察官送致の比率が上昇するなど刑事手続の運用面にも大きな変化が現れている。さらに、17年3月には、少年非行の現状に適切に対処するため、14歳未満の少年の少年院送致を可能とすること等を盛り込んだ少年法等の一部を改正する法律案が国会に提出されるなど、少年法制についての議論が続いている。

ところで、上記少年法等の一部を改正する法律は、その附則において、政府が施行後5年を経過した場合にその施行の状況について国会に報告するとともに、検討を加えること等を定めていることから、現時点において、同法律の運用状況を客観的データに基づき分析検討することが必要であると考えた次第である。

本研究においては、平成13年4月1日以降、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪を犯し、少年鑑別所に観護措置により入所した少年を対象として、事案の実態と処遇の実情等に関する調査を実施した。上記改正法律の運用については、最高裁判所から平成12年改正少年法の運用の概況が公表されているが、本研究では、調査対象少年の少年審判の結果だけではなく、刑事裁判の結果、少年院及び刑務所における矯正処遇の状況、保護観察の実施状況等を初めて縦断的に調査・分析したものであり、その意義は大きいと考える。

本報告書が、今後行われる少年司法制度の在り方を検討する上で、さらには、非行防止対策等を推進する上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。また、本研究の結果が、少年非行の実態及び処遇に関心を持つ国民各層の客観的・多面的な理解の一助となることをも願うものである。

最後に、今回の調査を実施する上で、御理解と御協力を賜った検察庁、刑務所、少年院、少年鑑別所及び保護観察所を始めとする法務省関係機関の各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成18年3月

法務総合研究所所長

中 井 憲 治

要 旨 紹 介

本報告は、平成16年及び17年に実施した「重大事犯少年の実態と処遇」の調査結果をまとめたものであり、以下では、利用の参考のため、その要旨を紹介する。

1 研究の実施目的

本研究は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件（以下「重大事犯」という。）について、事案内容の側面から、その特徴を明らかにするとともに、重大事犯を犯した少年（以下「重大事犯少年」という。）について、背後にある問題点を分析し、家庭、学校等における適応状況等を検討することによって、近年における重大事犯少年の実態に迫ることを目指した。また、少年審判及び刑事裁判の結果、少年院及び刑務所における矯正処遇の状況、保護観察の実施状況等を調査・分析することによって、重大事犯少年の処遇の経過を縦断的・総合的に把握し、これら重大事犯少年に対する少年司法制度の在り方及び処遇の検討に資することを目的とした。

2 研究の実施方法

調査対象者は、犯行時14歳以上の少年で、平成13年4月1日以降に犯した重大事犯により少年鑑別所に観護措置により入所し、16年3月31日までに家庭裁判所の終局処理決定により少年鑑別所を退所した278人である。これらの調査対象者の事案等の実態と処遇経過を把握するため、①少年鑑別所及び検察庁にある資料を基にした犯行内容、処分状況等に関する調査、②少年院及び少年刑務所に収容された対象者の意識及び処遇の状況に関する調査、③保護観察所にある資料を基にした保護観察の状況等に関する調査を実施した。

3 実施結果の概要

(1) 重大事犯少年の実態

重大事犯少年の実態の分析に当たっては、非行類型ごとにどのような特徴が見られるかを検討した。非行類型の設定においては、まず重大事犯を一般事犯と交通事犯とに分け、交通事犯を「交通型」とした。次に、一般事犯のうち、被害者と加害者が親族関係にある事件（交際相手の実子を死亡させた事件を含む。）を「家族型」とし、それ以外の一般事犯を共犯の有無によって「単独型」及び「集団型」とした。

集団型の少年は、重大事犯少年のほぼ4分の3を占める。学校では成績が振るわず、仕事も長続きせず、遊び中心に過ごしていた者が多く、暴力によって自分の強さを殊更に誇示したり、憂さ晴らしをしようとした結果、重大事犯につながった者が多く含まれていた。少年たちは、学校にも職場にも地域社会にも所属意識がなく、同じような不良仲間あるいは年長の不良者との結び付きを強め、共に行動することで不適応感を解消したり、不適応感や弱小感を解消しようとしたことがうかがわれる。

単独型の少年は、他の非行類型と比較して最も人数が少なかった。資質の上で大きな問題を抱えている者が目立ち、早期から粗暴傾向が顕著で、資質面の問題性がそのまま重大事犯につながった者、異性との感情のもつれに直面し、適切な対応を取れず、激情に任せた行動に出て被害者を死亡させた者等が見られた。さらに、単独型には、動機とその結果の重大性が余りに不釣り合いな事例、動機そのものが不可解で精神面での障害が疑われる事例等が含まれていた。

家族型の少年は、様々な家庭内の問題を複合的に抱えていた。そして、家庭内の問題がまさに凝縮された形で重大事犯へと発展している。父親が被害者である事件は、優位な立場にある父親に暴力で対抗した結果、重大事犯に至った事例等が見られた。他方、母親が被害者である事件は、母親の側に目立った問題が認められず、少年の側に精神面での障害等の問題が認められる事例等が見られた。また、嬰兒殺の女子では、家庭内で手のかからない子としての自らの立場を守ろうとして、親にも妊娠の事実を告げず、出産の発覚を恐れて我が子の殺害に至る事例等が見られた。

交通型の少年は、他の非行類型の少年と比較して犯行時年齢が高く、家庭内の問題及び生活上の問題の少ない少年が比較的多かった。通常の家環境の下で、目立った非行もなく、一応、職業に就き、社会人としての生活を送っていたが、交通規範面での問題から車両運転の際に重大な結果を引き起こすに至った事例等が見られた。

(2) 重大事犯少年の裁判

家庭裁判所における終局処理状況を見ると、調査対象者278人のうち4人が年齢超過により検察官送致とされたほか、138人(49.6%)が刑事処分相当により検察官送致とされ、136人(48.9%)が保護処分とされていた。調査対象者のうち犯行時の年齢が16歳以上の原則逆送少年236人(年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。)について見ると、検察官送致とされたのは135人(57.2%)であり、残る101人(42.8%)が保護処分とされていた。

これら原則逆送少年について、非行類型別に審判結果を見ると、交通型は、ほとんどが検察官送致とされていた。集団型については、主導者であったかどうか、被害者にどの程度の致命傷となる暴力を振るったかなどの様々な要因が、決定に影響を及ぼしていることがうかがわれた。他方、家族型は、被害者である父親に多量の飲酒や暴力などの問題がある事例、少年に精神面の障害が認められる事例等が多く含まれ、保護処分とされる比率が高くなっていることがうかがわれた。単独型でも精神面での障害が認められる事例等が保護処分とされていた。

改正少年法では、原則逆送事件の場合でも、家庭裁判所において、犯行の動機及び態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮して、なお刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、検察官送致決定を行わないことが可能とされており、事例ごとに個々の要因を慎重に考慮した上で審判が行われていることがうかがわれた。

また、検察官送致された少年の刑事裁判結果についても、調査を実施した。

(3) 重大事犯少年の意識

少年院又は刑務所に収容中で、意識調査が可能であった138人に対し、質問紙を用いて調査したところ、ほとんどの者が事件の重大性を認識していた。事件直後と現在の意識の変化については、事件の責任を他に転嫁せず、自分にあるとする者が増加するなど多くの点で好転が認められた。

(4) 重大事犯少年に対する処遇

少年院においては、個々の少年の必要度等を勘案して個別的処遇計画が立案され、処遇が行われていた。被害者の視点を取り入れた教育や保護者に対する働き掛けのために多くの手法が組み合わされて実施されていた。また、処遇に困難を伴った事例を検討したところ、資質面での問題が大きな者、家族のサポートが容易に得られない者が含まれており、これらに対し、精神医療面での手当て、家族関係の調整等、少年の問題性に応じた手厚い働き掛けが加えられていた。

刑務所においても、少年院と同様に、個別的処遇計画が立案され、これに基づく処遇が行われていた。刑務所での処遇期間は、少年院よりも長い場合が多く、その中で職業訓練等、出所後の職業生活に直結した処遇が行われていたが、まだ在所中の者が多く、処遇内容については途中経過の分析にとどまった。

保護観察所では、矯正施設で処遇されている段階から、少年が抱える問題の解消のため施設と連携をとって、引受人の引受意思を積極化させるための働き掛けを始め、引受人から釈放後の就労や就学、生計の見通しについて聴取するなど帰住予定地の環境調整に当たっていた。

保護観察の段階にあつては、個々の対象者の問題に応じて定められる遵守事項に沿って、分類処遇や類型別処遇が活用されていた。また、被害者や遺族に関連する指導助言の状況を見ると、被害者等調査、被害者を視野に入れた指導・助言等が実施されていた。

研究部長

洪 佐 慎 吾

重大事犯少年の実態と処遇

	総括研究官	園 部 典 生
	研 究 官	近 藤 日 出 夫
	研 究 官	出 口 保 行
	研 究 官	大 場 玲 子
	研 究 官 補	小 島 ま な 美
	研 究 官 補	中 村 統 吾
名古屋矯正管区教育課専門職	(前研究官補)	小 國 万 里 子
矯正局少年矯正課	(共同研究者)	清 水 大 輔
福岡矯正管区教育課長	(共同研究者)	橋 本 俊 介

目 次

第1	研究の実施概要	5
1	研究の目的	5
2	調査実施方法	6
3	調査対象者	6
4	調査対象者の属性	6
第2	重大事犯少年の実態	8
1	調査実施方法及び分析対象者	8
2	非行名による分析	8
3	非行類型による分析	10
(1)	各非行類型の相互比較による分析	11
(2)	各非行類型ごとの特徴	18
第3	重大事犯少年の裁判	23
1	調査実施方法及び分析対象者	23
2	少年審判	23
(1)	審判の概要	23
(2)	少年法改正前と改正後の審判の比較	25
(3)	原則逆送事件の審判状況	25
3	刑事裁判	29
第4	重大事犯少年の意識	33
1	調査実施方法及び分析対象者	33
2	事件及び処分に対する認識	33
3	事件に対する責任等の認識	37
4	社会復帰後に関する認識	39
5	非行原因，少年法等に関する認識	43
第5	重大事犯少年の矯正施設における処遇	46
1	少年院における処遇	46
(1)	少年院調査対象者の属性	46
(2)	個別的処遇計画の内容	47
(3)	教育の実施状況	48
(4)	出院状況	51
2	刑務所における処遇	52
(1)	刑務所調査対象者の属性	52
(2)	個別的処遇計画の内容	52
(3)	処遇の実施状況	53
第6	重大事犯少年の保護観察	57
1	調査実施方法	57
(1)	保護観察所調査対象者の属性	57

(2) 調査方法	58
2 調査の結果	58
(1) 矯正施設収容中の環境調整の状況	58
(2) 保護観察の実施状況	60
(3) 被害者等調査及び被害者に関連する指導助言の状況	64
第7 まとめ	66
1 重大事犯少年の実態	66
(1) 非行名による分析	66
(2) 非行類型による分析	66
2 重大事犯少年の裁判	68
(1) 少年審判	68
(2) 刑事裁判	68
3 重大事犯少年の意識	69
(1) 事件及び処分に対する認識	69
(2) 事件に対する責任等の認識	69
4 重大事犯少年の矯正施設における処遇	70
(1) 少年院における重大事犯少年の処遇	70
(2) 刑務所における重大事犯少年の処遇	70
5 重大事犯少年の保護観察	71
6 おわりに	71
巻末資料Ⅰ 非行に関する意識調査票	73
巻末資料Ⅱ 非行に関する意識調査票単純集計表	84